

## 子ども医療費助成制度のお知らせ

疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進や子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、原則18歳までの子どもの医療費を助成する制度です。

### 助成対象者

幌延町に住民登録がある0歳から18歳の子ども（原則18歳誕生日以後の最初の3月31日まで）

ただし、長期入院などで休学し引き続き高校等へ在籍している場合は、最大2年間延長されます。

※町外から転入された場合は、転入の日から対象となります。

※自立した生活を営まれている場合は対象外となります。

### 助成対象となる医療費

保険診療による自己負担額

※高額療養費・付加給付費等で給付がある場合は、その額を除きます。

- ・保険適用外の費用は助成対象外となります。
- ・学校、保育所等での怪我については、災害共済給付金制度が優先して適用されます。

### 受給資格の申請方法

子ども医療費の助成を受けるには受給資格の申請が必要ですので、住民生活課生活グループ窓口で手続きをして下さい。

【申請に必要なもの】

- ・子どもの健康保険証
  - ・個人番号の確認が取れるもの
  - ・印鑑
  - ・被保険者の通帳の写し（振込口座となるもの）
  - ・所得課税証明書（7月末までに転入の方は前年度の所得課税証明書、8月以降に転入の方は当年度の所得課税証明書）
- ※1月1日時点のお住まいの市町村に郵送請求する必要があります。

### 助成の方法

医療機関の窓口から町から交付される「子ども医療費受給者証」と「健康保険証」を提示していただくと、保険適用分の医療費を全額助成します。窓口での自己負担はありません。

【以下の場合には窓口でのお支払いが必要です】

- ・子ども医療費受給者証を医療機関の窓口で提示しなかったとき
- ・療養費（補装具、遮光眼鏡等作成費用等）に該当し、子ども医療費を適用できない医療機関にかかったとき
- ・他の公費負担制度（小児慢性特定疾患、未熟児療育医療等）の適用を受けたとき

また、上記理由により、医療費をお支払いいただいた場合は、住民生活課生活グループ窓口で申請することで、お支払いいただいた金額を全額助成します。

【申請に必要なもの】

- ・子ども医療費受給者証
- ・子どもの保険証
- ・印鑑
- ・領収書

